

“可能性への挑戦”

金田会計事務所通信

【 プロの掟 】

人間はミスをする。完璧な人間は存在しないので、失敗は当然あります。しかし、失敗の内容が問題となります。再登板した安倍総理は前回の首相辞任後、過去の失敗の反省を大学ノートに書き続けてきたと言っておられます。その教訓を生かした政権のスタートはすこぶる順調だといえます。日本再生を担うには相応しい指導者なのかもしれません。ぜひとも再チャレンジを目指す人々の希望となっただけのような実績を期待しています。

誰でも何かのプロであるのかもしれませんが。工事のプロ、建設のプロ、製造のプロ、販売のプロ、経理のプロ、経営のプロ(家事のプロというのもありかも)。しかし、私は**プロとは投入し続ける者**のことだと認識しています。具体的にお金や時間、学習、経験などを投入して、投入し続ける者でなければプロとして呼べないのだと。決して停滞することはありません。与えられることを待ち続けるようでは鋭さは生まれないでしょうし、競争心が失われれば良いものを生み出すこともできなくなります。

とは言え、常に目の前に難問が立ちふさがり、休息することも許されないような立場には嫌気が刺してしまうこともあります。楽しいことばかりではなく、苦に感じることも多くあります。それでも、気力、体力、能力が充実しているこのわずかな一瞬にしか挑戦し続けることができません。それゆえすばらしいのです。ある経営者が、取材を受けるようになり、表彰されることになったとき、嬉しい一方で、「俺って、終わりだわ。」とつぶやいたのは非常に暗示的でした。終わりと思えば本当に終わってしまうのです。厳しいようですが、これが「**プロの掟(おきて)**」なのであろうし、惰性で行ける道ではないのだと本心は語りかけてきます。そんな思いを胸に秘め、笑顔で楽しんで仕事ができればこれほど幸せなことはないのでしょう。



消費税増税！準備は大丈夫ですか？

来年(平成26年)4月1日から消費税の税率が5%から8%に引き上げられるのは既定路線の様相になってきました。住宅等の駆け込み需要も始まっているようですが、経過措置を含め見逃せないポイントがあるのです。ぜひ、皆さんも損をしないように学習してゆきましょう。注目の期日は**今年9月30日**と**来年3月31日**です。



【適用税率の判定】

平成26年4月1日(以下、**施行日**という)以降の取引については、**新税率(8%)**が適用されるのが原則です。その取引のあった日とは次のようになります。

棚卸資産・固定資産の譲渡	引渡しの日
資産の貸付	支払日の定めがあるもの: 支払いを受けるべき日 定めがないもの: 支払いを受けた日又は請求日
請負	完成引渡しの日又は役務の全部を完了した日

棚卸資産(商品)の受注契約が施行日(平成26年4月1日)より前であっても納品が施行日を超えてしまうと消費税率は新税率(8%)になります。

【消費税率引き上げの経過措置】

経過措置として施行日以降の取引でも**旧税率(5%)**が適用される場合が次のケースです。

旅客運賃(電車・バス等)	施行日前に支払い⇒施行日以後に乗車
電気・ガス・水道等の料金	継続して供給を受け、平成26年4月30日までの間に検針等で料金が確定するもの
リース契約	平成26年3月31日までに 契約したもの
工事の請負等	平成25年9月30日までに 締結した工事の請負契約により施行日以降に完了するもの

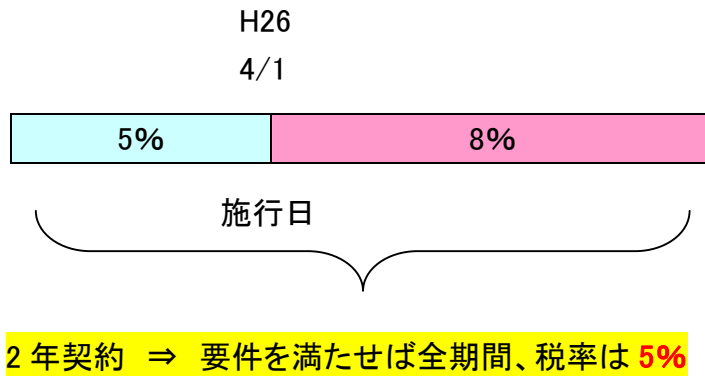
例えば、**平成25年9月30日**までに建物の建築工事の契約をし、平成26年5月10日に完成引き渡しを受けても契約にかかる消費税率は旧税率(5%)となり、平成26年3月31日に6ヶ月の通勤定期を購入し、翌月以降の6ヶ月間使用したとして旧税率(5%)のままとなります。

☆**平成25年10月1日**を**指定日**といい、工事等の長期にわたる請負契約についてはこの**指定日の前日(平成25年9月30日)**までに契約を締結することが大事になります。

【Q&A】

1. 施行日をまたぐ2年間の賃貸契約

⇒ 契約書の内容で、①契約で資産の貸付期間及び対価の額が定められている。②事業者が事情の変更等により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないなどの要件を満たせば、契約を締結した施行日前の税率(5%)となります。(自動更新などの文言はNG)

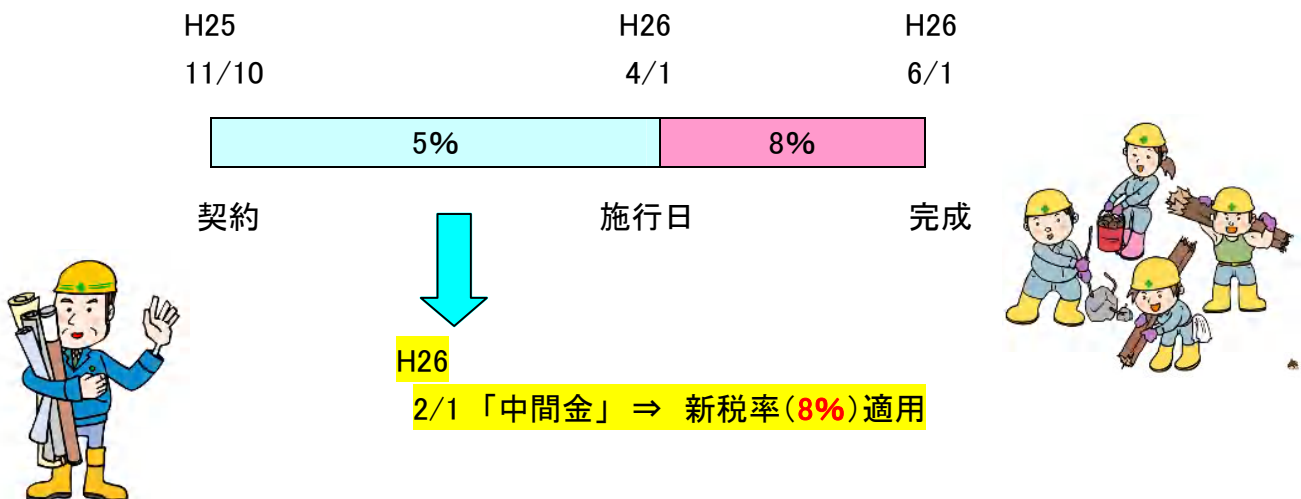


2. 平成25年9月30日までに契約をした工事請負契約で、平成26年5月20日に完成引き渡しをしたが、追加で当初契約の金額を超えてしまった場合

⇒ 当初の契約金額を超えた金額については、追加工事とみなして施行日後の新税率(8%)となります。

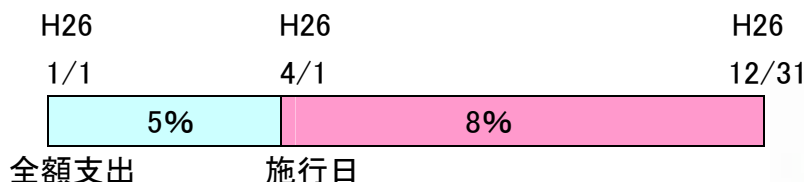
3. 工事請負契約日が平成25年11月10日(指定日以降)で中間金として平成26年2月1日に受領。工事の完成引き渡し日は平成26年6月1日(施行日以降)の場合の中間金の消費税率

⇒ 中間金は前受金と同じなので、指定日以降の契約で、完成引き渡しも施行日以降であるため新税率(8%)となります。



4. 一年以内の短期前払費用

⇒法人税・所得税では1年以内の短期前払費用(家賃等)は支払った時期に全額損金にすることができますが、消費税では施行日以降の部分については**旧税率(5%)を適用できない**ので注意が必要です。また、継続して役務の提供を受けるような契約について、経過措置(平成25年9月30日までの契約締結の特例)の適用対象にもなりません。



1年分の支払い金額の内訳に注意！！



事実、消費税率が3%増えるだけでも大きな影響があります。同時に商機でもあります。今まで思案中であったお客様には、施行日(平成26年4月1日)までにリース契約を勧めたり、住宅建設やソフトウェアの開発なども指定日(平成25年10月1日)の前日までの契約が有利であるというセールストークにも使えるでしょう。ただし契約時には適用要件に当てはまる契約内容であるかは十分注意してください。

なお、わかりやすくするため一部簡略した表現を使っていることをお許し下さい。

また、気軽にお問い合わせください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/